

28 経営体育成支援事業

【7, 168(0) 百万円】

対策のポイント

新規就農者、意欲ある経営体、集落営農組織の農業用機械の整備等を国が直接支援します。

<背景／課題>

農業の持続的発展を確保しつつ、国民への食料の安定供給を図っていくためには、新規就農者、意欲ある経営体、集落営農組織の多様な経営体を育成・確保していく必要があります。

政策目標

- 新規就農者 2, 100人
 - 意欲ある経営体 7, 930経営体（うち条件不利地域130経営体）
 - 集落営農組織 1, 200経営体
 - 法人経営 150経営体
- を育成（平成26年度）

<主な内容>

新規就農者、意欲ある経営体、集落営農組織など多様な経営体が経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくために必要な農業用機械の整備等の経費を国が直接支援します。

1. 一般型

(1) 新規就農者補助事業

新規就農者の経営の早期安定を図るため、農業用機械等導入の初期投資の軽減を支援します。

〔 補助率：1/2以内（400万円上限）
事業実施主体：地域協議会等 〕

(2) 融資主体型補助事業

意欲ある経営体が融資を主体として農業用機械等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援します。

〔 補助率：融資残額（3/10上限）
事業実施主体：地域協議会等 〕

(3) 追加的信用供与補助事業

融資主体型補助事業に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：地域協議会等 〕

(4) 集落営農補助事業

集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械の導入を支援します。

〔 補助率：1/2以内
事業実施主体：地域協議会等 〕

2. 条件不利地域型

経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援します。

〔 補助率：1/2以内
事業実施主体：地域協議会等 〕

[お問い合わせ先：経営局構造改善課（03-6744-2148（直））]

経営体育成支援事業(新規)について

現行(平成22年度)

(意欲ある多様な担い手に対する支援)

経営体育成交付金 (間接補助事業)

- 1 新規就農者補助
- 2 融資主体型補助
- 3 追加的信用供与補助
- 4 集落営農補助
- 5 共同利用施設補助

(条件不利地域の経営体に対する支援)

強い農業づくり交付金のうち 特定地域経営支援整備 (間接補助事業)

課題等

新たな「食料・農業・農村基本計画」(H22. 3策定)に掲げる政策課題への対応

新たな人材の育成・確保

意欲ある多様な農業者の育成確保

集落営農の法人化や6次産業化等の取組を推進

農業の持続的発展

平成23年度

- ・意欲ある多様な経営体に対する支援事業の統合
- ・国の直接採択による支援の重点化

経営体育成支援事業(新規) (直接採択事業)

1 一般型

(1) 新規就農者補助事業

新規就農者の機械等導入の初期投資の軽減
補助率: 1/2以内(上限400万円)

(2) 融資主体型補助事業

経営体の機械等の導入に対する融資残補助
補助率: 融資残額(3/10上限)

(3) 追加的信用供与補助事業

融資主体型補助事業に係る融資の信用保証拡大
補助率: 定額

(4) 集落営農補助事業

集落営農組織の法人化に必要な機械導入の支援
補助率: 1/2以内

2 条件不利地域型

経営規模の零細な地域等における経営体が共同で利用する機械等の導入を支援

補助率: 1/2以内